

子宮けいがん等のがん予防及び性教育等に関する学校出前講座実施要領

1 目的

この要領は、学習指導要領に「がん教育」が組み込まれたことを踏まえ、小・中・高等学校・中等教育学校・特別支援学校等に登録講師を派遣し、授業や保護者会等で子宮けいがん等のがん予防及び性教育に関する学校出前講座を行うことにより、子宮けいがん予防等に関する正しい知識の普及啓発を推進し、若い世代の命を一人でも多く救うことを目的とする。

2 実施機関

岡山県保健医療部疾病感染症対策課（以下、「県疾病感染症対策課」という。）

3 出前講座の内容

- ・講師：あらかじめ県疾病感染症対策課で登録した、子宮けいがん等のがん予防や性教育について専門知識のある講師団より派遣
- ・講座時間：1時間程度（授業時間等に合わせた調整も可能）
- ・開催時期：毎年度6月から3月まで

4 実施方法

（1）講師派遣申込等について

- ① 講師派遣を希望する学校は、派遣希望日の2ヶ月前までに、子宮けいがん予防学校出前講座講師派遣申込書（様式1）により、県疾病感染症対策課に申し込むものとする。
- ② 申込みを受け付けた県疾病感染症対策課は、出前講座として実施することが適当か否かについて内容を審査の上、講師団の中から講師を選定し、日程及び内容等の調整を行う。
- ③ 県疾病感染症対策課は、日程調整の結果、講師の派遣が可能な場合には、講師（必要な場合には講師の所属する機関の長）に対し、講師派遣依頼（様式2-1、2-2）を送付する。
- ④ 県疾病感染症対策課は、実施決定校へ講師派遣決定の通知を行う。
- ⑤ 県疾病感染症対策課は、実施日の1ヶ月前に講師と実施決定校との調整を開始する。また、実施決定校は、実施日の2週間前までに実施に際し参考となる資料を県疾病感染症対策課に提出する。
- ⑥ 県疾病感染症対策課は、講座当日に様式3により、アンケートを実施し、講座による普及啓発の効果測定を行う（電子申請システム・Google Homeによるアンケートも可能）。県疾病感染症対策課がアンケートの準備、配布、回収（無記名・非提出も可）を行うが、実施決定校は記入時間を設けるなどの協力をする。
- ⑦ 実施決定校は、実施後速やかに様式4により、県疾病感染症対策課へ実施報告をする。

（2）講師の報償費及び旅費について

講師の報償費及び旅費については、県疾病感染症対策課から直接講師に支払うものとする。

（3）資機材について

出前講座に必要な資機材等は、派遣申込みを行った学校において準備するものとするが、必要に応じ、県疾病感染症対策課において支援することとする。

5 講師団の編成

県疾病感染症対策課は、産婦人科医、助産師等からなる講師団を編成する。

6 その他

その他、子宮けいがん予防学校出前講座の実施に関して必要な事項については、講師派遣を希望する学校及び県疾病感染症対策課において協議し、決定する。

附則

この要領は、令和 8 年 4 月 9 日から施行する。

この要領は、令和 8 年 9 月 1 日から施行する。